

第22期第36回農業委員会総会

◇日時

平成29年6月14日(水)午後2時00分

◇場所

昭島市役所301会議室

◇出席委員

1番 中野久史 2番 鈴木勇作 3番 紅林隆男 4番 荒井啓行
5番 大島ひろし 7番 高橋祥友 8番 宮崎邦康 9番 川島弘治
10番 木野秀俊 11番 谷部英治 12番 井上茂夫 13番 田島富男

◇欠席委員

◇議事録署名委員

13番 田島富男 2番 鈴木勇作

◇事務局

青木事務局長 増田農政係長 欠席 飯島主任

◇会議に付した事項

議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について(専決)
報告第2号 農地法第5条の規定による届出について(専決)

議長

日中、暑くなってきましたので熱中症に気を付けて農業を行ってください。
それでは只今から、第36回農業委員会総会を開催致します。
それでは、本日の議事録署名委員の指名を致します。本日の議事録署名委員は
13番 田島委員 2番 鈴木委員 を指名します。

議長

これより本日の議事に入ります。
本日の総会議案は、

議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について (4件)
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について (2件)
報告第2号 農地法第5条の規定による届出について (1件)

議長

それでは、議案第1号 番号1 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。事務局より提案説明願います。

事務局長

はい、事務局。議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上記の議案を次の通り提出する。平成29年6月14日 提出者昭島市農業委員会会長 中野久史 番号1-1 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積685.1㎡ 番号1-2 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積480.13㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積439㎡ 番号1-3 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積958㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積485㎡ 面積合計3,047.23㎡ 申請人は、■■■ ■■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間につきましては、平成26年5月1日から平成29年5月31日までとなっております。備考につきましては、平成

20年7月16日付相続税納税猶予適格者証明を発行しております。以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。

議長

続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。
地区委員の10番 木野委員説明願います。

10番委員

はい、説明致します。

番号1-1 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、平成29年6月6日 立会いは、申請人、会長、職代、B班です。過去3年間の労働日数は各年間300日。土地の案内につきましましては、■■■■■の市道を南へ100m進み左側市道を110m進んだ北側と南側の農地です。農地の状況ですが、植木畑でジュンベリー60本、マテバシイ10本、ドウダンツツジ5本、モチの木3本、伐採した木も20本くらいありました。申請人 同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、一年を通して剪定の肥培管理です。出荷状況は、■■■■■に使用しています。納税猶予制度の説明は、書面で致しました。指摘事項は、特にありません。

番号1-2 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、平成29年6月6日 立会いは、申請人、会長、職代、B班です。過去3年間の労働日数は各年間300日。土地の案内につきましましては、■■■■■を■■■■■より北へ200m進み市道を東へ150m進んだ南側の農地です。農地の状況ですが、北側は植木畑でサルスベリ30本、モッコク5本、シゲ、サザンカ、ヨソゴが各3本あります。南側の100坪くらいは、野菜を栽培しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、北側は、一年を通して剪定の肥培管理です。南側は、春は、ネギ、大根。夏は、茄子、キュウリ、トマト。秋は、サツマ。冬は、キャベツです。出荷状況は、野菜は■■■■■と植木は■■■■■に使用しています。納税猶予制度の説明は、書面で致しました。指摘事項は、特にありません。

番号1-3 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、平成29年6月6日 立会いは、申請人、会長、職代、B班です。過去3年間の労働日数は各年間300日。土地の案内につきましましては、■■■■■信号を西へ300m進み■■■■■の交差点の手前の道路を挟んだ北側と南側の農地です。農地の状況ですが、南側にサルスベリ、モッコク、キンモクセイ、紅葉、ツゲ、キャラ、サザンカの植栽があります。北側は、サツキ100本、ベルベリー20本、梅10本、ジュンベリー10本、ツゲ10本、ドウダンツツジ10本、が植栽されています。その間に自家用野菜畑があります。申請人 同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、一年を通して剪定の肥培管理です。野菜畑は、春は、キャベツ、ジャガイモ。夏は、里芋。秋は、ネギ。冬は、大根です。出荷状況は、野菜は■■■■■と植木は■■■■■に使用しています。納税猶予制度の説明は、書面で致しました。指摘事項は、特にありません。
以上です。

議長

以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同

ありません。

議長

質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同	異議なし。
議 長	ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。
議 長	次に、議案第1号 番号2 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。本件は、田島委員の本人の議案でありますので、昭島市農業委員会会議規則第10条（議事参与の制限「委員会の委員は、自己または、同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与する事ができない」）に基づき退席願います。暫時休憩いたします。（田島委員退出）
議 長	再開します。事務局より提案説明願います。
事務局長	はい、事務局。議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上記の議案を次の通り提出する。平成29年6月14日 提出者昭島市農業委員会会長 中野久史 番号2-1 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積965㎡ 番号2-2 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積840㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積198㎡ 面積合計2,003㎡ 申請人は、■■■■ ■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間につきましては、平成26年6月1日から平成29年5月31日までとなっております。備考につきましては、平成17年4月15日付相続税納税猶予適格者証明を発行しております。以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。
議 長	続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。地区委員の2番 鈴木委員説明願います。
2番委員	はい、説明致します。 番号2-1 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者の長男です。調査年月日は、平成29年6月6日 立会い者は、申請者の長男、会長、職代、B班です。過去3年間の労働日数は各年間240日。土地の案内につきましては、■■■■■から210m北へ進んだ右側の農地です。農地の状況ですが、肥培管理が良好です。年間の作付け状況は、春と夏は、茄子、トマト、ジャガイモ、ピーマン、シシトウ、タカの爪、トウモロコシ、山芋、玉葱、落花生、枝豆、小麦です。秋と冬は、インゲン、ほうれん草、ノラボウ、カブ、小松菜、大根、ニンジンです。主な出荷先は、■■■■■です。相続税納税猶予についての説明は、しました。指摘事項は、有りません。番号2-2 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者の長男です。調査年月日は、平成29年6月6日 立会い者は、申請者の長男、会長、職代、B班です。過去3年間の労働日数は各年間240日。土地の案内につきましては、■■■■■から西へ750m進み、交差点を右折し400m北へ進み、左折して100m進んだ右側の農地です。農地の状況ですが、栗の木23本、梅の木6本植栽してあり下草の肥培管理も良好です。年間の作付け状況は、春と夏は、梅の樹木管理と収穫。秋と冬は、栗の樹木管理と収穫。主な出荷先は、■■■■■です。相続税納税猶予についての説明は、しました。指摘事項は、有りません。以上です。
議 長	以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。質問等ありますか。
委員一同	ありません。

議 長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議 長 次に、議案第1号 番号3 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。事務局より提案説明願います。

事務局長 はい、事務局。議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上記の議案を次の通り提出する。平成29年6月14日 提出者昭島市農業委員会会長 中野久史 番号3 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積904.71㎡ 申請人は、■■■■ ■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間につきましては、平成26年6月1日から平成29年5月31日までとなっております。備考につきましては、平成17年4月15日付相続税納税猶予適格者証明を発行しております。以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。

議 長 続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。地区委員の2番 鈴木委員説明願います。

2番委員 はい、説明致します。
番号3 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者の長男です。調査年月日は、平成29年6月6日 立会い者は、申請人の長男、会長、職代、B班です。過去3年間の労働日数は各年間240日。土地の案内につきましては、■■■■■交差点から西へ350m進み左折し70m進んだ右側の農地です。農地の状況ですが、梅の木が20本植栽してあり肥培管理も良好です。年間の作付け状況は、一年を通して梅の剪定、収穫です。主な出荷先は、■■■■■です。相続税納税猶予についての説明は、しました。指摘事項は、有りません。以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。質問等がありますか。

委員一同 異議なし

議 長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、御異議ございませんか。

委員一同 異議なし

議 長 御異議ないものと認め、本件については、申請人に申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。議案第1号 番号3の審議が終了いたしましたので、田島委員の入室を願います。暫時休憩いたします。（田島委員入室）

議 長 再開します。

議 長 次に、議案第1号 番号4 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。事務局より提案説明願います。

事務局長 はい、事務局。議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上記の議案を次の通り提出する。平成29年6月14日 提出者昭島市農業委員会会長 中野久史 番号4 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積614㎡ 同じく地番■■■の一部 登記簿畑 現況畑 面積455.17㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積205㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積382㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積263㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積433㎡ 面積合計2,352.17㎡ 申請人は、■■■■■ ■■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間につきましては、平成26年3月1日から平成29年2月28日までとなっております。備考につきましては、平成23年4月13日付相続税納税猶予適格者証明を発行しております。以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。

議長 続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。地区委員の13番 田島委員説明願います。

13番委員 はい、説明致します。番号4 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、平成29年6月7日 立会い者は、申請人、田島委員、事務局です。過去3年間の労働日数は各年間350日。土地の案内につきましては、■■■■■交差点を■■■■■方面に80m進み小道の交差点を30m逆戻りした左側と100m■■■■■方面に進んだ右側の農地です。農地の状況ですが、申請地全面に温室があり5万ポットの育成能力があります。現在、赤シソ、ポーチュラカ、バジル、スベリユなどを育成しています。同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、ペチニア。夏は、ポーチュラカ。秋は、パンジー。冬は、シクラメンを栽培しています。出荷状況は、■■■■■、■■■■■等です。納税猶予制度の説明は、書面で致しました。指摘事項は、特にありません。以上です。

議長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議長 次に、報告第1号 番号1 農地法第4条の規定による届出について、事務局より専決した内容の説明を願います。

事務局長 はい、事務局 報告第1号 農地法第4条の規定による届出について（専決）番号1 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿田 現況雑種地 面積261㎡ 同じく地番■■■ 登記簿田 現況雑種地 面積300㎡ 面積合計561㎡ 届出人は、■■■■■ ■■■■■ 転用目的は、集合住宅。以上、宜しくお願い致します。

議 長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。
地区委員の12番 井上委員説明願います。

12番委員 はい、説明致します。申請者名、土地の所在は、先ほど、事務局長から説明のあったとおりです。平成29年6月11日に調査を行いました。土地の案内につきましては、■■■■■の交差点から■■■■■方面へ約20m進んだ右側の土地です。農地の状況は、二階建て住宅一戸と駐車場として既に使用しています。周囲の状況は、東は、住宅。南側は、水路。西側は、田。北側は、道路です。転用事業の関連する特記事項はありません。以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第1号 番号2 農地法第4条の規定による届出について、事務局より専決した内容の説明を願います。

事務局長 はい、事務局 報告第1号 農地法第4条の規定による届出について（専決）番号2 所在 ■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況雑種地 面積159㎡ 届出人は、■■■■ ■■■■ ■■■■ 転用目的は駐車場。
以上、宜しくお願い致します。

議 長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。
地区委員の9番 川島委員説明願います。

9番委員 はい、説明致します。申請者名、土地の所在は、事務局長から説明のあったとおりです。平成29年6月8日に調査を行いました。土地の案内につきましては、■■■■■の交差点、■■■■■通りを北へ180m進み一つの交差点を右折し150m進んだT字路を右折し次のT字路を左折した右側の土地です。農地の状況は、現在、重機で造成中です。周囲の状況は、東は、住宅。南側は、歩行者自転車専用道路。西側は、住宅。北側は、道路です。転用事業の関連する特記事項はありません。以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第2号 番号1 農地法第5条の規定による届出について事務局より専決した内容の説明を願います。

事務局長 はい、事務局、報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）番号1 所在 ■■■■■ 地番■■■ 登記簿田 現況雑種地 面積174㎡ 譲受人は、■■■■ ■■■■ ■■■■ 譲渡人は、■■■■ ■■■■ です。転用目的は、所有権移転で自用住宅でございます。以上、宜しく申し上げます。

議 長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。
2番 鈴木委員説明願います。

2番委員 はい。説明致します。申請者名、土地の所在は、事務局から説明のあったとおりでございます。調査年月日は、平成29年6月11日 土地の案内と致しましては、■■■■■交差点から110m南へ進み左折し100進んだ左側の土地です。農地の状況

況ですが、更地です。周囲の状況ですが、東は、住宅。南は、道路。西は、農地。北は、農地です。特記事項は特にありません。以上です。

議 長

以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議事録署名者		印
議 長		
委 員		
委 員		